

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月9日
【会社名】	株式会社日本エスコン
【英訳名】	ES - CON JAPAN Ltd .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 貴俊
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田二丁目15番9号
【電話番号】	03(5297)6161(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 明石 啓子
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
【電話番号】	06(6223)8050(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 明石 啓子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円

(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記の通り0円です。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
3,518,830,000円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年5月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社日本エスコン大阪本社 (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

##### （1）【募集の条件】

発行数	35,188,300個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年5月27日
払込取扱場所	該当事項なし

##### （注）

- 取締役会決議日  
平成25年5月9日の当社取締役会決議による。
- 募集の方法  
会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、基準日（以下注3に定める）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
- 基準日  
平成25年5月26日
- 割当比率  
各株主の有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てる。
- 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じ。）  
平成25年5月27日
- 発行数（本新株予約権の総数）について  
発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数とする。上記発行数は、平成25年5月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込み数である。
- 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について  
本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記注5に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

## 9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国の居住者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国の居住者(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	35,188,300個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年5月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込み数である(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、100円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,518,830,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年5月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、100円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から平成25年7月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 大阪中央支店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 なお、「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものである。従って、例えば新株予約権を1,000個有する新株予約権者が、そのうち500個分のみ新株予約権を行使するといった場合を禁止するという趣旨ではない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む、以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年7月1日（月）から平成25年7月26日（金）までであるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年7月26日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に要する事項の通知が受理されているとともに、払込金の支払いが確認されていることが必要となる。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されている（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されている。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年7月25日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続きを完了していることが必要になる。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続きに時間を要する可能性がある。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなる。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社大阪証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成25年5月27日(月))となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げない、社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われる。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要がある。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」という。)については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われない。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,518,830,000	174,000,000	3,344,830,000

(注)

1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。また、平成25年5月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

### (2)【手取金の使途】

当社は、上記の差引手取概算額3,344,830,000円の全額について、新築分譲マンション及び商業開発資金に、平成25年8月から平成27年7月までの期間において、充当する予定であります。

当社の新築分譲マンション開発におきましては、土地の取得から建物の竣工までに平均2年程度の期間を要します。このように、当社事業は先行投資型の事業スキームであり、マンション開発に必要な支出(土地仕入資金、建物工事代の一部等の原価部分及び、販売費)について、機動的かつ戦略的な対応が可能な事業資金を確保することで、更なる事業展開の加速を図ることが可能となります。

今後の具体的なプロジェクト計画としましては、新築分譲マンション開発につきましては、既に土地の仕入が完了している8プロジェクト及び今期(平成25年12月期)から再来期(平成27年12月期)にかけ、新たに手がける予定の10プロジェクト(1プロジェクト平均50戸規模と仮定した場合で試算(500戸程度の供給を想定))の合計18プロジェクトの実行を想定しており、1プロジェクトにかかる土地仕入資金は平均400百万円程度、土地仕入資金以外の開発期間中に必要となるランニングコスト(工事代、モデルルーム建設等の費用、広告宣伝等販売にかかる費用)は平均200百万円程度となります。今後、これら18プロジェクトを進捗させるために、新たに必要となる資金は、土地仕入資金で4,000百万円程度、ランニングコストで3,730百万円程度、総額7,730百万円程度を見込んでおります。一方、商業開発につきましても併行して手がけることを予定しており、今回の資金調達が実現することにより、機動的かつ戦略的に対応が可能となる手元流動資金が生まれ、計画実現の確実性が高まるとともに、さらなるビジネスチャンスの拡大につながるものと考えます。

本件の資金調達につきましては、上記新築分譲マンション及び商業開発に必要な資金調達の一環として行うことを予定しておりますが、新築分譲マンション開発の各プロジェクト及び商業開発においては、必要に応じ、金融機関からの借入金及び現在進行中或いは将来実施予定のプロジェクトから発生するキャッシュフローを充当することを想定しており、様々な資金調達方法を組み合わせながらプロジェクトを遂行していく方針であります。なお、前期(平成24年12月期)においては、10件のプロジェクトに対して総額2,910百万円の金融機関からの借入実績がございます。

なお、最終的な調達金額が上記調達資金の金額(3,344百万円)未滿となった場合におきましても、金融機関からの借入などにより、上記計画を変更する予定はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

### 【募集に関する特別記載事項】

#### (1) 本件の目的

当社は、平成20年12月期において、リーマンショックに端を発した世界的な景気後退のなか、大幅な減収減益に見舞われ、また資金調達環境についても急激に状況が悪化したこと等から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」という。)を利用して一部債務の弁済に係る猶予を得ました。その後、着実に企業力の強化及び業績の向上を実現し、平成24年7月から事業再生ADR手続において返済のご猶予をいただいていた対象債務について、その弁済猶予期間を繰り上げて約定弁済を開始し、事業再生ADRの完結を宣言するに至っております。また、当社の平成24年12月期における業績につきましては、売上高10,184百万円(前期比9.7%増)、営業利益1,504百万円(同60.7%増)、経常利益860百万円(同196.0%増)、当期純利益392百万円(同49.9%増)となり、平成23年12月期と比較して増収増益を達成いたしました。

新たなステージにおいて、中核事業である不動産販売事業においては、分譲マンションの安定供給に注力するとともに、不動産賃貸事業においては、収益性の高い資産の保有による安定的な収益を確保し、不動産企画仲介コンサル事業においては、当社の強みを活かした事業間でのシナジー効果を発揮して高収益率のフィービジネスを展開しており、これら3本柱の事業により、引き続きさらなる収益力の強化を図って参ります。また、新たな展開として、商業開発による高利回り収益物件の確保や販売、商業店舗におけるプロパティマネジメント業務の外部受託等、不動産ビジネスにおける多面的な取り組みを開始し、一層強固な収益体制の構築を図っております。

このような取り組みの中、当社は、平成24年11月20日に、日成ビルド工業株式会社を割当先とする第三者割当の方法により当社普通株式を発行して、116,420,000円(差引手取概算額)の資金調達を実施しており、その調達金額の全額については、平成25年度に竣工を予定している新規分譲プロジェクト1案件における建設費等の一部に充当しております。また、同社との間では不動産事業に関する業務提携基本契約を締結しており、不動産事業においては、今後当社との事業シナジーが期待され、当社の企業価値向上に寄与する施策であると考えております。

今後更に中核事業である不動産販売事業における新築分譲マンション及び商業開発における優良な事業用地の仕入れを機動的に行うことは、今後の安定的な収益体制の構築と業績の向上には不可欠であり、外部からの資金調達により手元資金の流動性を保つことは当社の今後の事業展開をより一層加速させることにつながるものと考えております。また、平成25年5月からは社債(平成25年5月9日時点残高2,430百万円)の分割償還(当該償還資金は当社の手元資金による充当を予定しております。)も控えておりますので、これらの資金需要に対応するとともに、今後更なる財務体質の向上を図るべく、今期中の早い段階において資本増強を進めることがひとつの課題であると考えております。

当社は、当該課題に対応するべく、事業の計画に必要となる資金の額及び既存株主の皆様への影響等を勘案しつつ、様々な方策について検討を重ねて参りました。かかる検討の結果、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法(以下「本資金調達方法」という。)であれば前述の事業展開をより一層加速させていく上で必要となる資金の調達が可能であり、かつ、下記「(2)本資金調達方法を選択した理由 本資金調達方法(ライツ・オファリング(ノンコミットメント型))」に記載の通り、既存株主の皆様へ平等な投資機会を提供し、既存株主の皆様に対する株式価値の希薄化の影響も極小化できると考えられることなどから、本資金調達方法が当社に必要な資金を調達する上で、現実的かつ最良の手法であると判断し、本日、当社取締役会において、本件の実施を決議いたしました。なお、本件による調達資金の額及び具体的な使途につきましては、上記「2 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」をご確認ください。

また、平成25年5月9日現在における当社発行済株式総数は35,196,400株(自己株式8,100株を含む)、平成25年3月末時点における株主数は3,258名という状況であり、今後、大規模な資本政策を実行するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることが、重要であると考えております。

この点、本件においては、本新株予約権及び本新株予約権の行使後において発行される株式の一部について市場で売買されることが想定されており、さらに、本件で割り当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合には、当社発行済株式総数は70,384,700株へと増加します。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながるものと考えております。

#### (2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、株主の皆様への利益に配慮しつつ、かつ上記「(1)本件の目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

## その他の資金調達方法の検討について

### A. 金融機関等からの借入

現状各金融機関から新規プロジェクトに係る資金の融資も順次再開しておりますが、当社の事業モデル上、金融機関からはプロジェクト毎に融資を受ける形態となります。物件毎のプロジェクト融資において、金融機関等からの調達は必要不可欠であり引き続き積極的に取り組んで参りますが、より良い条件で金融機関等からの調達を達成するためにも、資本金の調達に基づき資本基盤を整備し、当社の財務体質を改善することが重要であると認識しております。

### B. 公募増資

公募増資については、当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があります。この点、昨年12月頃より株式市況は上昇基調にあり、当社の株式流動性や時価総額も好調に推移しておりますが、現状のように急激に株価が変動している局面においては時価発行増資の実施は相当に困難であると考えられることなどに鑑み、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外しております。

### C. 第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行

第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券発行については、( )特定の第三者にのみ割り当てることとなることから、広く株主の皆様様に株式取得の機会を提供することができないこと、及び、( )本件において調達を予定する資金の額及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様における株式価値の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、資金調達方法の候補として、必ずしも望ましい手法ではないとの考えに至りました。

### D. 非上場型の新株予約権の無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない株主の皆様が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であり、本資金調達方法と比較した場合、本資金調達方法がより適切な手段と判断いたしました。

また、募集株式の株主割当ては、株主の皆様様の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、株主の皆様様に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、本資金調達方法と比較した場合には、本資金調達方法がより適切な手段と判断いたしました。

### E. ライツ・オフアリング(コミットメント型)

ライツ・オフアリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オフアリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。

しかしながら、当該スキームについては、平成25年4月中旬頃、国内で初の発行事例が発表されたものの、本件検討段階においては前例がなく、当社が打診した複数の証券会社のうち、これを取り扱う証券会社がなかったことに加え、当社の現状の株式状況(時価総額及び市場での株式出来高)からは、( )本件の調達金額水準は、当該発行事例(払込金額の総額1,012,212,000円)と比較して、時価総額対比での規模が大きく、さらに、直近3ヶ月の当社普通株式1日当たり平均売買代金(株式流動性)と調達金額水準を比較した場合、本件の調達金額水準の方が株式流動性に与える影響が大きいと考えられること、( )本資金調達方法と比較した場合、引受証券会社等における引受手数料は、( )を考慮した場合、高額な水準になると想定されること、及び( )当該引受手数料の支払いを前提とした場合でも、現状のように急激に株価が変動している局面においては、コミットメント契約の締結に際して、一定の検証期間を要すると想定され、時間的制約の問題が生じること、を鑑みた結果、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

### 本資金調達方法(ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型))

上記「(1)本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

#### A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様様に保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるということがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であるとと考えております。

#### B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は大阪証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可



能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。

上記「その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行」に記載の通り、第三者割当による資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

#### C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記の通り、本新株予約権は大阪証券取引所に上場することから、当社の不動産事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、上記「(1) 本件の目的」で述べた通り、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながることが期待されております。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

### (3) 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様は本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して決定いたしました。割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、100円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値の25.71%)に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例(本日時点で新株予約権の行使期間が満了している、株式会社タカラレーベン(発行決議日:平成22年3月5日)、株式会社イー・ディーワークス(発行決議日:平成24年10月1日)による発行事例)を参考にしております。当該発行事例における各行使価額は、発行決議日の前営業日の株価終値から、前者の事例では58%、後者の事例では54%の水準に設定されておりましたが、何れも新株予約権行使期間の全期間におきまして、株価が行使価額を上回る状況が継続し、その結果いずれの事例におきましても90%を超える新株予約権の行使比率が達成されたことを確認しております。これら過去の発行事例に鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値の50%から60%の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。一方で、当社の株式については、昨年後半以降、株価の変動率に加えて、東証株価指数(TOPIX)と比較してもその変動率が高い水準にある状況であることから、かかる状況を考慮し、行使価額の決定に際しては発行決議日前営業日の株価終値からのディスカウント率を上記の過去事例よりも大きくしております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年5月8日を基準とした場合、大阪証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は372円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は248円及び直近6ヶ月(株式分割による株価調整を考慮)の株価終値の単純平均値は182円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額100円は各々当該平均値の26.88%、40.32%、54.95%となります。本件は当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件については合理的であると考えております。

### (4) 潜在株式による希薄化情報等

平成25年5月9日現在における当社の発行済株式数は35,196,400株であり、そのうち当社が保有する自己株式数は8,100株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は35,188,300株です。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は99.98%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため(平成25年5月26日(日)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成25年6月15日(土)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は大阪証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、大阪証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第18期有価証券報告書の提出日(平成25年3月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年5月9日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成25年3月26日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

平成25年3月22日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月22日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少の件

###### 1. 減少する資本準備金および利益準備金の額

資本準備金 4,325,133,008円

利益準備金 10,742,000円

###### 2. 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 4,325,133,008円

繰越利益剰余金 10,742,000円

###### 3. 資本準備金および利益準備金の額の減少の効力が生ずる日

平成25年3月22日

###### 第2号議案 剰余金の処分の件

###### 1. 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 4,325,133,008円

別途積立金 13,580,000,000円

###### 2. 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 17,905,133,008円

###### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、伊藤貴俊、明石啓子、上田博茂、中西稔、菊地潤也および丹羽厚太郎の6名を選任する。

###### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、高橋邦夫を選任する。

###### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、福田正を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	250,408	427	0	(注)1	可決(99.83%)
第2号議案	250,368	467	0	(注)1	可決(99.81%)
第3号議案				(注)2	
伊藤 貴俊	250,401	434	0		可決(99.83%)
明石 啓子	248,266	2,569	0		可決(98.98%)
上田 博茂	250,399	436	0		可決(99.83%)
中西 稔	250,400	435	0		可決(99.83%)
菊地 潤也	250,399	436	0		可決(99.83%)
丹羽 厚太郎	250,399	436	0		可決(99.83%)
第4号議案				(注)2	
高橋 邦夫	250,409	426	0		可決(99.83%)
第5号議案				(注)2	
福田 正	250,399	436	0		可決(99.83%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会の前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。

## 2. 事業等のリスクについて

組込情報である第18期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年5月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

[次へ](#)

### 3. 最近の業績の概要

平成25年5月9日の取締役会において承認された第19期第1四半期(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)にかかる四半期連結財務諸表は以下の通りであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

#### 四半期連結財務諸表

##### (1) 四半期連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,234	1,720
受取手形及び売掛金	48	43
販売用不動産	5,716	5,457
仕掛販売用不動産	8,055	8,628
貯蔵品	4	1
その他	842	1,800
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	16,900	17,651
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,094	6,106
減価償却累計額	1,006	1,062
建物及び構築物(純額)	5,087	5,043
土地	23,088	20,845
その他	97	99
減価償却累計額	70	73
その他(純額)	27	25
有形固定資産合計	28,202	25,914
無形固定資産	11	16
投資その他の資産		
その他	795	787
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	792	784
固定資産合計	29,007	26,715
繰延資産		
株式交付費	2	2
繰延資産合計	2	2
資産合計	45,910	44,369

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	570	1,378
1年内返済予定の長期借入金	6,521	4,797
1年内償還予定の社債	607	607
未払法人税等	1	0
その他	1,017	786
流動負債合計	8,718	7,569
固定負債		
社債	1,822	1,822
長期借入金	29,941	29,207
資産除去債務	49	51
その他	1,165	1,091
固定負債合計	32,979	32,173
負債合計	41,697	39,743
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,270	4,270
資本剰余金	4,325	-
利益剰余金	4,380	355
自己株式	11	11
株主資本合計	4,203	4,614
新株予約権	8	11
純資産合計	4,212	4,626
負債純資産合計	45,910	44,369

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	1,337	1,318
売上原価	844	788
売上総利益	493	530
販売費及び一般管理費	300	319
営業利益	192	210
営業外収益		
受取利息	0	0
違約金収入	13	15
金利スワップ評価益	5	5
その他	1	2
営業外収益合計	20	22
営業外費用		
支払利息	170	176
株式交付費	-	0
その他	0	0
営業外費用合計	170	176
経常利益	42	56
特別利益		
受取解決金	-	420
特別利益合計	-	420
税金等調整前四半期純利益	42	477
法人税、住民税及び事業税	1	66
法人税等合計	1	66
少数株主損益調整前四半期純利益	40	411
四半期純利益	40	411

(四半期連結包括利益計算書)  
(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	40	411
四半期包括利益	40	411
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	40	411
少数株主に係る四半期包括利益	-	-



(3) 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当社は、平成25年3月22日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,325百万円及び利益準備金10百万円を減少し、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えた後、同日付で会社法第452条の規定に基づき、上記振替後のその他資本剰余金4,325百万円及び別途積立金13,580百万円を減少させ、繰越利益剰余金に17,905百万円を振り替えることにより、欠損を補填しております。

(5) セグメント情報等

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産企画仲介 コンサル事業			
売上高						
外部顧客への 売上高	753	532	50	1,337	-	1,337
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	753	532	50	1,337	-	1,337
セグメント利益	78	322	45	447	254	192

(注)1 セグメント利益の調整額 254百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産企画仲介 コンサル事業			
売上高						
外部顧客への 売上高	692	558	67	1,318	-	1,318
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	692	558	67	1,318	-	1,318
セグメント利益	67	343	55	466	255	210

(注)1 セグメント利益の調整額 255百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(6) 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第18期）	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月25日 関東財務局長に提出
---------	------------	------------------------------	-------------------------

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月25日

株式会社 日本エスコン  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤 男

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月8日開催の取締役会において、平成25年3月22日開催の定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに別途積立金等の剰余金の処分について付議することを決議し、当該株主総会にて承認されている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平和不動産株式会社との訴訟について、平成25年3月14日付で和解が成立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本エスコの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社日本エスコが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年3月25日

株式会社 日本エスコン  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 鳥居 陽  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月8日開催の取締役会において、平成25年3月22日開催の定時株主総会に、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに別途積立金等の剰余金の処分について付議することを決議し、当該株主総会にて承認されている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平和不動産株式会社との訴訟について、平成25年3月14日付で和解が成立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。